

鳥取県外国人材住環境整備支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業実施前に提出)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
※交付決定には日数を要しますので、事業実施前に余裕をもって申請してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止するには県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 (事業実施年度の3月末日まで)

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は事業実施翌年度の4月20日まで)

○実績報告書は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
※実績報告時に当該外国人材の新規受入れ又は増員が完了していない場合は、別途外国人材の受入れ状況を報告する必要があります。

◎補助金の支払い

※提出書類

- ・実績報告書
- ・収支決算書、支出証拠書類(領収書等が必要です。)
- ・振込依頼書(債権者登録口座への支払を希望する場合は提出不要です。)
- ・新たに外国人材を受け入れるための証明書又は雇用契約書等の写し
- ・住宅環境整備事業については、整備前・整備後の様子が分かるもの(様式任意)

書類提出・問い合わせ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課 障がい者・外国人就労支援室
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)
TEL: 0857-26-7699 FAX: 0857-26-8169
E-mail: koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp